平成２４年（フ）第７９号
北海道稚内市中央３丁目15番20号
破産者　株式会社臼木クリーニング店
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４７号
北海道旭川市東旭川町旭正45番地４
破産者　株式会社京和作工
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
山形県米沢市成島町３丁目２番117号
破産者　有限会社サンクラフト
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１８６０号
横浜市磯子区岡村１丁目25番７号
破産者　有限会社大野建設
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７１号
金沢市本町２丁目19番12号
破産者　株式会社ＰＫ企画（旧商号株式会社佳扇）
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５９号
石川県加賀市山中温泉薬師町ハの83番地
破産者　有限会社竹越商事
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３２０号
群馬県多野郡神流町大字万場38番地４
破産者　山口建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８５０号
東京都港区麻布十番２丁目６番４号Ａｐａｒｔｍｅｎｔ ＡＺＡＢＵ７Ｆ
破産者　株式会社マジェスティック・ライズ
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９６０号
東京都中央区日本橋兜町19番８号
破産者　アイ・ティ債権回収株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６３号
静岡県浜松市中区高丘西２丁目６番27号
破産者　静岡体育施設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５１４号
札幌市白石区北郷６条４丁目８番18―603号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町７条３丁目２番12号
破産者　島　　博雅
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５号
埼玉県所沢市緑町２丁目11番６―504号
破産者　清水　　洋
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６４号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目10番26号
破産者　箕浦　由朋
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９６０号
愛知県愛西市勝幡町佐折腰1516番地19　東八幡団地２、従前の住所愛知県一宮市篭屋１丁目12番23号
破産者　中野　光展（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地50棟1013号、開始決定時の住所神戸市東灘区住吉山手１丁目10番23―605号
破産者　寒川　雄治
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０１号
神戸市西区王塚台３丁目94番地の２　青空ハイツ103号、従前の住所神戸市西区竹の台５丁目19番地の27
破産者　西田　裕史
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
神戸市灘区原田通３丁目２番20―603号、従前の住所神戸市灘区浜田町２丁目６番22―501号
破産者　迫　　吉次
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県三田市上井沢447番地５、従前の住所兵庫県三田市友が丘３丁目25番地３
破産者　川越　哲洋
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部